



(インフラ施設)

(1) 土木構造物 (公園等、排水路、道路・橋りょう)

公園等

将来のあり方・基本的な方針

- ・「市川市みどりの基本計画」の見直しを行い、見直し後の整備目標に向けて整備を進めます。
- ・防犯性、防災性を考慮し、計画的に公園施設の整備を進めます。
- ・建物や遊器具については、安全性を最優先に維持保全を推進します。

現状及び課題

- ・公園は、人々の憩いの場となるだけでなく、災害時における一時避難場所と救護機能や輸送等の中継拠点としての機能を担っています。
- ・市内には 395 箇所、153.56ha の公園・緑地がありますが、これを市民 1 人当たりの面積とすると、市川市都市公園条例に定められた標準面積に達していません。特に、市の中央部には公園が少ないのが現状です。
- ・特色ある公園として、備蓄倉庫や防火水槽、飲料用貯水槽などの防災機能を有する大洲防災公園、広尾防災公園が整備されています。
- ・貴重な緑地を保全し、市街地の緑化を進めるため、緑地の取得も進めています。

施設概要 (H27.4.1 現在)

都市公園		公衆トイレ (さわやかハウス)	
・ 箇所数	395 箇所	・ 箇所数	8 箇所
・ 面積	153.56 ha		
・ 市民 1 人当たりの公園面積	3.24 m <sup>2</sup>		

<都市公園の整備状況>

種別	街区公園	近隣公園	地区公園	運動公園	歴史公園	総合公園	都市緑地公園	合計
箇所	333	11	3	2	3	1	42	395
面積 (ha)	31.31	16.80	14.81	9.21	5.87	14.98	60.58	153.56

## 排水路

### 将来のあり方・基本的な方針

- ・ 河川改修や調節池及び貯留施設の整備、排水路や排水機場の新設改良などによる計画的な治水対策を推進します。

### 現状及び課題

- ・ 昭和56年に発生した台風24号による大水害を契機に、河川改修事業に合わせた「市川市雨水排水基本計画」を策定し、時間雨量50ミリメートルの雨水を安全に排除するため、幹線排水路及び排水機場の整備、ポンプ場の新設・改良などを行い、低地域の水害防止対策を進めています。
- ・ 時間雨量50mm以上の降雨の発生回数は年々増加傾向にあります。
- ・ 構造物による水害対策のほか、危険地域の周知や日頃からの備えを促す周知啓発などのソフト対策も行っています。

### 施設概要 (H27.4.1 現在)

雨水排水路		排水機場・仮設ポンプ	
・ 総延長	133,269m	<排水機場>	
		・ 箇所数	22 機場
		<仮設ポンプ>	
		・ 箇所数	73 箇所

## 道路・橋りょう

### 将来のあり方・基本的な方針

- ・既存の道路については、舗装補修計画等による予防保全型の維持と補修費の平準化を推進します。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した道路及び歩行空間の確保を進めます。
- ・都市計画道路については、外環道路整備の進捗に合わせた整備を進めます。
- ・橋りょうについては、「市川市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な対応をすることで、予算の平準化とコスト縮減を図ります。

### 現状及び課題

- ・道路舗装の損傷、劣化が進んでおり、市民からの補修や修繕要望は年々増加傾向にあることから計画的な補修が必要となっています。
- ・高齢者や障害者などのすべての人が安全で快適に歩行できるよう「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、積極的にバリアフリー化に向けた歩道整備や改修が必要となっています。
- ・都市計画道路については、40路線117.54kmが都市計画決定されており、整備率は約43%となっています。現在、外環道路の整備のほか、市川市が3路線、千葉県が3路線の整備を進めています。
- ・幹線道路整備の遅れから、市街地における慢性的な交通渋滞が発生しています。
- ・橋りょうについては、建設後30年を経過している橋が約30%あります。今後急速に維持管理費や架け替え費用の増大が懸念されることから「市川市橋りょう長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕を進めています。

### 施設概要（H27.4.1現在）

道路		橋りょう	
・路線数	3,021路線	・箇所数	128橋
・総延長	727,774m	(橋長15m以上	63橋)
(幹線道路	155,546m)	(橋長15m未満	65橋)
(一般道路	572,228m)		
・舗装面積	4,704,545㎡		
・舗装済延長	725,194m		
・舗装率	99.6%		

## (2) 公営企業施設（下水道）

## 下水道

## 将来のあり方・基本的な方針

- ・「市川市下水道中期ビジョン」に基づく計画的な整備及び保全管理を推進します。
- ・老朽化の進んでいる施設については、計画的な改修や長寿命化を進めます。
- ・「市川市污水適正処理構想」により、公共下水道未整備地区においては合併処理浄化槽の整備を進め、早期の污水処理適正化を図ります。
- ・下水道事業の経営最適化を図るとともに、予防保全型の施設管理を行うための「アセットマネジメント」導入を推進します。

## 現状及び課題

- ・平成27年4月現在の下水道処理人口普及率は70.8%となっており、全国や千葉県、近隣市と比較すると低い水準となっています。
- ・本市の下水道普及率が向上しなかった要因は、外環道路や都市計画道路3・4・18号の整備の遅れにより、それらの道路の地下に設置される千葉県の流域下水道幹線の整備が進まず、本市北部地域の公共下水道整備に着手できなかったことによるものです。
- ・現在、都市計画道路3・4・18号下の流域下水道幹線は完成し、外環道路下の幹線についても完成の目処が立ったことにより、これらの地域において本格的に下水道整備が進められています。
- ・平成25年度に策定した「市川市下水道中期ビジョン」に基づき、長期的な視点に立った総合的かつ計画的な下水道施設の整備及び保全管理を推進しています。
- ・平成37年度末の下水道普及率84%を目指しましたが、現在、下水道未整備区域が残っている状況からかんがみると、中期的に達成させるのは不可能な状況です。このことから、「市川市污水適正処理構想」を見直し、中期的に実現するための弾力的な対応として、公共下水道と合併処理浄化槽の両方を位置づけ、早期整備を進めていく必要があります。
- ・菅野処理区は、供用開始後40年以上経過し、下水管や終末処理場、ポンプ場の老朽化が進んでいることから、計画的な改修更新が必要です。

## 施設概要（H27.3.31現在）

下水道		処理場・ポンプ場	
・総延長	532,504m	・終末処理場	1施設
・処理人口	335,700人	・ポンプ場	2施設
	(全市人口 474,430人)		
・普及率	70.8%		

### (3) プラント施設（処理施設、斎場）

#### 処理施設（クリーンセンター・衛生処理場）

##### 将来のあり方・基本的な方針

- ・「市川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、適正かつ効率的な処理体制を推進するとともに、将来的なごみ処理施設の整備・運営のあり方を検討します。
- ・次期クリーンセンターの整備にあたっては、環境負荷の低減を図るとともに、PPP 等の民間活力を活用し、建設コストや管理運営を含むライフサイクルコスト全体の低減を図ります。
- ・衛生処理場については、維持管理コスト縮減のため、民間活力導入による管理運営形態の見直しを検討します。

##### 現状及び課題

###### <クリーンセンター（ゴミ処理）>

- ・現在のクリーンセンターは、延命化の実施により平成 35 年度までの稼働を予定していますが、平成 6 年の稼働開始から 20 年以上が経過したことから、建て替えに向けて整備計画の策定を進めています。平成 32 年より設計施工に着手し、平成 36 年より稼働を開始する予定となっています。
- ・ゴミの排出量については、12 分別収集の導入などにより縮減を図ってきましたが、近年はクリーンセンターでの焼却されるゴミの量が横ばい傾向となっています。
- ・ゴミの減量・資源化を推進し、資源循環型都市を推進するため、「市川市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ゴミ排出量及び焼却量のさらなる縮減に取り組んでいます。
- ・本市には最終処分場が無く、焼却灰などの処分を市外の民間処分場に依存しています。既存の最終処分場の残余容量も減少していることから、焼却量の削減と併せて焼却灰の再資源化を推進していく必要があります。

###### <衛生処理場（し尿処理）>

- ・「市川市污水適正処理構想」の見直しにより、合併処理浄化槽を含めた污水処理施設整備を進めていくこととなったため、衛生処理場における一定の需要は継続するものと考えられます。
- ・習志野市と「し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する基本協定」を締結し、平成 27 年 4 月より習志野市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。
- ・平成 12 年の稼働開始から 15 年が経過し、プラント設備の老朽化が進んでいます。

##### 施設概要（H27.3.31 現在）

クリーンセンター		衛生処理場	
・所在地	田尻 1003 番地	・所在地	二俣新町 15 番地
・竣工年月	平成 6 年 3 月	・竣工年月	平成 12 年 3 月
・延床面積	23,431.04 m <sup>2</sup>	・延床面積	7283.05 m <sup>2</sup>
・焼却能力	600 t/日	・処理能力	242kl/日
・破碎能力	75 t/5 時間		

## 斎場

### 将来のあり方・基本的な方針

- ・ 建物は、耐用年数とされる 50 年まで 14 年あります。しかし、多くの箇所では老朽化による破損等も見受けられることから、建物及び火葬炉施設の計画的な改修・修繕を行い、設備の維持管理を進めます。
- ・ 施設建物及び管理運営業務については、近隣市等の動向を踏まえ、効率的な手法を検討します。

### 現状及び課題

- ・ 開設から 35 年が経過し、建物（式場）の老朽化が進んでいます。
- ・ 火葬炉設備については、10 基ある火葬炉の定期的（6～7 年）な修繕を行うことにより、機能維持と安全性の確保を図り、今後も 30 年程度使用可能と想定されています。
- ・ 火葬炉の使用状況については、年間約 3,000 件程度で推移し、近年は若干の微増傾向を示しています。
- ・ 本市では、管理運営業務のすべてを直営で行っていますが、県内近隣市では業務委託や指定管理者制度が導入されており、東京都内では都営斎場のほか、明治時代から運営されている民間の火葬場が多くなっています。
- ・ 通夜、告別式を行わず、火葬のみを行う簡略化した葬儀形態が増えていることから式場の利用は減少傾向にあります。
- ・ 行徳地域住民の利便性を図るため、平成 9 年に斎場の分館として開設した塩浜式場については、民間葬儀場の整備等により、利用者が大幅に減少したことから、平成 26 年 6 月末をもって閉場しました。

### 施設概要（H27.3.31 現在）

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| ・ 所在地     | 大野町 4 丁目 2 6 1 0 番地の 1 |
| ・ 開設年月    | 昭和 5 5 年 2 月           |
| ・ 火葬炉     | 1 0 基                  |
| ・ 火葬炉使用件数 | 3, 2 8 3 件（H 2 6 年度）   |

